

四 淺草を繞るエピソード

【参考】

前年東京市社會局が「淺草公園を中心とする無宿者の調査」をしたが、其時は

男 五八四 女 一八 計六〇二名

の浮浪者があつた。其年齢別は

十五歳未満	一名	二%
二十歳以下	五三名	九%
四十歳以下	三五〇名	四七%
六十五歳以下	一七三名	二八%
六十五歳以上	一五名	三%

救護法による年齢の者が僅少で、青壯年者に多數の浮浪者がある事は最も注意すべき事である。

昭和十一年三月二十五日印刷
昭和十一年四月五日發行

問題の街頭少年

【定價一圓七〇錢】

不許複製

著者 新堀 哲 岳

發行者 田中 清 之

東京市目黒區中目黒二ノ五八二

印刷者 櫻井 專 吉

東京市牛込區山吹町一九八

發行所

東京市目黒區
中目黒二ノ五八二

章 華 社

電話高輪(44)三〇四五番
振替東京六七五二二番

(章華社刊行圖書大取次) 東京 柳原文盛堂 大阪 柳原書店 名古屋 川瀬書店

(本製郎太幸田山)

東京少年審判所長 法學博士 鈴木賀一 著

子の爲めに泣く

四六判總ルビ付
本文三五〇頁
定價一圓八〇錢
送料一六錢

— 主要目次 —

げに今の世は「子の爲めに泣く親」の多い世なりけり、昔の親は鈍才の子の爲めにのみ泣いた。今の親は秀才の子の爲めにも泣かねばならなくなつた。今の世は鈍才秀才の何れたるを問はず、共に誤つて不良兒たるの現象を呈するに至つたからである。……私は職柄年々七千餘人の爲めに泣いてゐる。個々の事情、一人々々の眞相を訊ねて見れば執れも皆泣かずにはゐられぬ子供ばかりである。本書の目的とするところは泣く親に對しては不良化の原因結果及適應措置を知らしめ泣かざる親に對しては泣くことの肝要なる所以を知らしむると共に側らまた學校の先生にも社會の一般人にもたゞに己れの子の爲めのみならず、人の子の爲めにも亦泣いてもらひ、一方にはまた世の子等をして親を泣かせてはならぬといふことを悟らせたいためである。——(著作序文の一節)

三	不良少年法概説	1	不良少年の環境	3	奉公	4	その他
二	不良少年の防止	2	不良少年の家庭	3	居るか		
一	不良少年の概説	1	不良少年の學校	3	取るか		
附	不良少年の概説	1	不良少年の社會	3	多ふか		
			不良少年の注意		必要か		
			不良少年の責任		必要か		

發行所

東京市目黒區中目黒二丁目五八二番
電話高輪三〇四五番

章華社



